

(別紙) パブリックコメント結果

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成26年6月26日から7月25日まで

意見提出数：69人・80件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	各家庭的保育事業等に共通の事項	各家庭的保育事業等に共通の事項について “保育に従事する従事する職員は・・・(中略) 訓練を受けたものでなければならない”とあるが、訓練を受けた後のチェックは、どのような形で責任を持つものはだれなのか？がわからない。今は「保育士」として資格を取得するために年月をかけているが、それがなくともいいということか？	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に従事する職員が有資格者でなくていいのか。有資格者がいる保育施設との格差が生じるのではないか。</li> <li>・“できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者”の“できる限り”というのは、訓練を受けなくても、保育に従事する職員になれる場合もあるのか。また、訓練というのは具体的にどのような内容なのか。</li> <li>・資格のない職員に、保護者は安心して預けることができるのか。不安に感じる保護者もいると思う。</li> </ul>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
3		<p>1頁</p> <p>「家庭的保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と論理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 →子どもの命を預かる責任ある立場にある職員には資格を持</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ</p>

		<p>っている人が適応だと思います。豊かな人間性と論理観を持ち、児童福祉事業において熱意のある人は資格を自ら取得すると思うからです。</p>	<p>第2版【基準】参照。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
4		<p>「各家庭的保育事業等に共通の事項」の「家庭的保育事業等において～保育に従事する職員は～できる限り～訓練を受けた者でなければならない」とあるが、これは有資格者でなくても良いということでしょうか？</p> <p>子どもの命と安全と発達を保障する保育という場において、それは無責任ではないでしょうか。</p> <p>万一何かあった時の責任は市がとるのですか？</p> <p>待機時対象のための方法としては、子どもの預け先があればよい、と考えているのが明らかで、市民が安心して暮らせるよう真剣に考えている提案とは感じられません。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
5		<p>・1ページ目、保育に従事する職員について、この内容だと有資格者でなくて良いという事でしょうか。熱意があるだけでできるものではないと考えます。</p>	<p>有資格者でなくて良いということです。</p>
6		<p>・家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性を論理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>→保育士の資格がない人でもOKなのか？</p> <p>訓練を受けた者というのはどのように利用者に提示するのか。</p> <p>保育に従事できる職員は何も資格など提示しなくてもやる気と健全な心身があれば人の命を預かっていいということなのか。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p>

			ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
7		「家庭的保育事業等において、利用乳幼児の保育に従事する職員は～できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者でなければならない」に対して、有資格者でなければならないと思う。 安易に保育をできる状況下で、事故が起きていることもあるし、保育される子どもの状態も難しい問題を抱えていたりすることが多く専門性が求められると思う。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
8		必ずしも有資格者でなくても、家庭的保育事業に従事できることだが、熱意さえあれば保育ができるとは思えない。 専門的な教育を受けた有資格者でないと、保護者も安心して預けられないと思います。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
9		・家庭的保育事業等に共通の事項で、家庭的保育事業は有資格者でなくてもいいというのは良くないのではと思います。 待機児解消したいのは分かりますが、色々事件がおきてからでは遅いのでこれは怖いと感じます。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。

10		<p>各家庭的保育事業等に共通の事項について          家庭的な保育をする場合であってもきちんと有資格者であるべきだと思う。保育はきちんと訓練を受けた者が行うことが大切だと思う。          保育を受けたい人が、自分の子どもを守る為に安全な保育を受ける権利があると思います。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。          ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
11		<p>・「利用乳幼児の保育に従事する職員は... ‘できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者でなければならない」という一文があるが、これは、有資格者でなくてもいいってことなのか？子ども達の大切な命をあずける、そして育てる人が“できる限り”でもいいのか？これでは安心して子ども達をあずけることができるのか親としても不安に思う。きちんと有資格者を、職員として、位置付ける文章にしてほしいと強く思う。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。          ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>

12		<p>各家庭的保育事業等に共通の事項について 健全な心身を有し、豊かな人間性と論理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り... とあるが、訓練を受ければ無資格でも良いということ？ 無資格の人による虐待事件もよく耳にする中で、大切な子どもを預ける気になれない。 それとも、幼い子の保育・教育は、簡単な訓練のみでできると思っているのでしょうか？ 子どもの命や健全な心を守る為の基準を設けてほしい。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
13		<p>・保育士の資格の無い人に子どもを預けるということなのか。有資格者のいる施設と格差が生じるのではないか。 できる限り訓練を受けた者とあるが、保育士資格の無い人研修などを受けさせるということなのか。また、その研修の内容やそれにかかる時間はどのようなものなのか。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。なお、研修については国の方で定めていくこととなります（平成26年7月事業者向けFAQ（よくある質問）Q52参照）。</p>
		<p>・保育士資格を持っているということは、専門的な知識があるのはもちろんのこと、その資格を取るために努力したり、人と関わっているいろいろな経験をしてきたということだと思う。そのような時間があっての保育士資格なのに、資格の無い人に安心して子どもを預けられるとは思えない。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
14		<p>・各家庭的保育事業の共通項目 職員は必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努め、さらに市が研修や懇談を行い、孤立化や施設によって起きる質の差を失くすこと。</p>	<p>指導検査及び定期的な連絡会を開催し、状況の確認に努めてまいります。</p>
15		<p>“有資格者”でない方でも可とするなら、プロとして働いている人たちの意義はあるのでしょうか？命をあずかる守る仕事です。豊かな人間性や論理観などどこではかるのでしょうか？</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2</p>

		<p>“有資格” その基準は必ず守ってもらいたいです。子どもの命を軽く見ないでほしいです。</p>	<p>分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
16		<p>3つめの項目について 有資格者を必ず配置して子どもの命を守って下さい。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
17		<p>大切な子供を預ける施設にはきちんと資格を持って働いてくれる保育士でなければいけないと思う。 できる限り、というあいまいな基準では何かあった時に責任が取れない。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>

18		資格者有が保育にあたるべきだと思います。	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
19		<p>保育は専門知識が必要な職種です。 資格がなくても良いなんてもってのほかだと思います。 熱意や人間性はパッと見で判断できません。せめてもの基準という面でも有資格者であるべきです！！</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
20		「できる限り」ではなく「必ず」児童福祉事業の理念などの訓練を受けた者にしてほしい。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。

21		<p>何のために資格等あるのだろうか。今まで、皆、その道の勉強をし、研修を重ね、現代の社会や子育てを理解した上で、仕事をしています。</p> <p>未来のこの国を背負っていく人を育てるためには、それなりの資格をもって、研修を重ね、勉強を続けている人たちで、運営をすべきだと考えます。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
22		<p>保育士の資格は絶対に必要で、尚かつ、経験が必要。 “命”を預かるという大前提があります！！</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
23		<p>・23区では、小規模でもC型でも全職員が有資格者という子育て会議で意見もだされているそうです。</p> <p>子どもの命を守り、健全な発達を守る為にもぜひ有資格者を配置して下さい。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されている</p>

			<p>ことから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
24	<p>「家庭的保育授業等において利用乳児保育に従事する職員は～できる限り児童福祉事業の理念及び訓練を受けたものでなければならない」</p> <p>保育は熱意だけでできるものではありません！</p> <p>しっかりと専門的に学んだ知識があるからこそ子ども、保護者に対して適切な支援ができます。</p> <p>できる限りなんてあいまいな言葉に甘えて無資格者ばかりになっては困ります！</p> <p>あなたは自分の子どもをそんな所に預けられますか？</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>	
25	<p>保育や教育に対する熱意はとても大切なことだし、なければ困ります！</p> <p>ただ熱意だけでは、うめられないものも必ずあると思います。</p> <p>資格を取るために、勉強し、実習にも行き、保育士として働くために学んできたことがあるからこそ、プロとしてのいしきを持ち、子どもとむきあい、そのために日々学習も重ね仕事をしています。資格をとるための積み重ねや、そのプロとしての意識を維持していくための勉強も大切なことです。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>	
26	<p>命をあずかることに対し、熱意があるだけで大丈夫？と思います。</p> <p>できる限りということではなくしっかり資格を持った人に保育をしてもらいたいです。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2</p>	

			分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
27		熱意だけでは保育は成り立たない部分が多い。 私が子どもを預けるとしたらやはりしっかりと勉強した上で資格を持った人にみてほしいと思う。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
28		もっともらしい言葉を並べて、子どもを大切にしている感が全く伝わりません。 「できる限り」という言葉を使って、グレーゾーンを作っていたり、結局は行政側の責任逃れ、責任転嫁をしているというように感じました。 税金をおさめている市民の、大切な子どもをぞんざいに行っている基準に疑問を覚えます。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
29		「各家庭的保育事業等に共通の事項」について 市で現在定めている「小金井市家庭福祉員運営要綱」に基づいて運営をして欲しい。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

		さらに保育状況についてチェックする体制を基準の中に盛り込んでほしい。	
30		(項目) 運営規定 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 保育に携わる職員はなるべく多くの有資格者をお願いしたいと思えます。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
31		「各家庭的保育事業等に共通の事項」において 保育に従事する職員について「有資格者でなければならない」という明記がないのは、自治体の責任として無責任な案だととらえられる。 市内に在住する子ども一人一人が、平等に保育(かたや有資格者で、かたや無資格者で...)ができるよう、市独自で今後の小金井市の子どもたちをどんな風に育てていきたいか、きちんと考えて、保護者も納得できるような事業計画になるよう基準を作してほしい。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません(平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照)」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
32		各家庭的保育事業等に共通の事項 →家庭的保育のニーズは高まっていくと思うが、定期的に視察に行くなり状況を確認する事は忘れないでほしい。	指導検査及び定期的な連絡会を開催し、状況の確認に努めてまいります。
33		「家庭的保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は(中略)訓練を受けたものでなければならない」について ・資格の有無は問わないのか ・“訓練を受けた者”の訓練とは 有資格者でなくとも保育をできる者は居ると思うが、待機児解消を視野に入れるのであれば、その場しのぎのようになり、子どもの育ちや適切な食事などが守られた保育となるのか疑問である。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません(平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照)」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。

			ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の基準について</li> </ul> <p>→保育士資格の有資格であることも基準に入れるべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「他の社会福祉施設等を併せて設置するとは、必要に応じ当該家庭的保育事業等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる」</li> </ul> <p>→この兼ねる設備及び職員の具体的なものを知りたいです。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の社会福祉施設等（例えば他の保育園）になります。</li> </ul>	
35	<p>家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は健全な心身を有し（中略）できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けたものでなければならない、とあるが最近では物騒な事件が多いので、きちんとした審査が必要だと思う。有資格者が望ましい。もしくは、きちんとした試験をしてほしい。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>	
36	<p>各家庭的保育事業等に共通の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事する職員は有資格者でなくていいのか？</li> <li>・ あずける先によって受けられる保育に差が出ることに繋がらないか？</li> </ul>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型を</p>	

			なくすことまではできません（平成 26 年 8 月自治体向けFAQ 第 2 版【基準】参照。）」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
37		「家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は（中略）できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者でなければならない」とあるが、仕事として子どもの命を守らなくてはならないのに“できる限り”では保育の中身に関してもとても不安を感じる。 有資格者等の基準があった方がよい。	子ども・子育て新制度のねらいの 1 つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である 2 分の 1 を・・・全く A 型と同一とし、実質的に B 型という類型をなくすことまではできません（平成 26 年 8 月自治体向けFAQ 第 2 版【基準】参照。）」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
38		利用乳幼児の保育に従事する職員について有資格者の「保育士」が行ってほしい	子ども・子育て新制度のねらいの 1 つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である 2 分の 1 を・・・全く A 型と同一とし、実質的に B 型という類型をなくすことまではできません（平成 26 年 8 月自治体向けFAQ 第 2 版【基準】参照。）」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
39		10 番目→アレルギー食等についての例外はあった方がいいのでは？	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

40		<p>有資格者でなくて良いとはどういう事ですか？医者が医師の資格なく医者として働いてお金をもらっても良いのですか？無責任だと思いませんか？無資格者もいる場合、その人は責任をおえるんですか？</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
41		<p>各家庭的保育事業等に共通の事項 ・できるだけ有資格者を採用して下さい。</p>	<p>各基準に応じ、事業者が判断していくこととなります。</p>
42		<p>保育士資格に関する記述がない。有資格者でなくても何でもいって事では危険だと思います。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
43		<p>保育職員の資格が、できる限り訓練を受けた者では困ります。きちんと資格をとるには最短でも2年（短大卒）かかります。何日かという短い期間での受講のみでO. Kにすれば保育者の質の低下になるのは目にみえています。大切な子供の命を預けるのです。全員が資格を持った公立園のような所が望ましく、公立園を民間園にしたり、なくすのは反対です。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

44	子どもたちを安心、安全に保育する上でも有資格者が必要です。心の成長が著しい、この乳幼児期、知識を得た保育士が丁寧な保育を、一人一人（個性もちがう中）に対し、行っていくことが大切なのです。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
45	家庭的保育事業等に共通の事項 ・保育士は有資格者を正規職員として雇用し、公立保育園での保育をより安心安全なものとして下さい。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
46	保育事業等に共通の事項 ・正規職員として、有資格者を雇用して下さい。	各基準に応じ、事業者が判断していくことになります。
47	保育事業等に共通の事項 ・正規職員として、有資格者を雇用して下さい。	各基準に応じ、事業者が判断していくことになります。
48	家庭的保育事業等に共通の事項 ・保育士は、有資格者を正規職員として雇用してください。	各基準に応じ、事業者が判断していくことになります。
49	家庭的保育事業等に共通の事項 ・保育士は、有資格者を正規職員として雇用し、公立保育園の充実を図ってください。	家庭的保育事業等に公立保育園は含まれません。
50	無資格者が親の支援まで出来るのか？資格をとるための勉強をし、保護者支援も勉強しているから、親とトラブルにならずに、支援できているのでは？親支援（子どもへの関わり方を含む）が必要な家庭は、年に増加傾向にあるのに…	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。

51		<p>専門的な知識や技術がないと、近頃ニュースで出ているような事件が起こりかねないのではないか。家庭ではなかなか出来ない経験をすることで、子どもが成長していくのに、数回の訓練を受けただけの方が保育するということは片寄った保育になってしまう。保護者も専門に勉強をして、資格を持っている保育士にだから安心して預けられているのに、安心して預けられないのであれば、保育事業の役割をはたせないと思います。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
52		<p>「保育に従事する職員は、できる限り児童福祉事業の理念及び訓練を受けた者でなければならない」とあるが、有資格者でなくてもいいということか？小規模な保育施設だからこそ、きちんと責任をもって保育に当たれる有資格者であるべきなのでは？何かあった時に、誰が責任を負うのか？</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>

53		<p>家庭的保育事業等に共通の事項 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間生都倫理観のあるものであって～。</p> <p>→について、保育の仕事は、専門性や経験が問われると共に、子どもの命を預かる責任の大きい仕事です。有資格者と無資格者ではその部分が違います。自分の子どもを見てもらうなら絶対有資格者でなければ不安です。ここに有資格者という条件をのせて下さい。無資格者での事故のニュースは最近でも話題になっています。子どもたちの命と健やかな成長を保証するためにも有資格者と指定してください。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとし、</p>
54		<p>有資格者が専門性を持って保育をしているからこそ、私たち保護者は、安心して子どもを保育園に預けられます。とりあえず、子どもを見てくれる人がいるならそれでいいと思う保護者はいません。子どもを預って、保育してくれる人は、プロ集団でなくてはなりません。日中、働いている私に変わって、我が子を育てて頂く人は、誰でもいいわけではありません。有資格者で、全員がプロであることの大切さを見落としてほしくはないです。小金井市の保育を安心して安全なものにするためにも、そこは、よろしく願います。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
55		<p>有資格者が専門性を持って保育をしているからこそ、私たち保護者は、安心して子どもを保育園に預けられます。とりあえず、子どもを見てくれる人がいるならそれでいいと思う保護者はいません。子どもを預って、保育してくれる人は、プロ集団でなくてはなりません。日中、働いている私に変わって、我が子を育てて頂く人は、誰でもいいわけではありません。資格を持っていない人が働く施設で、子どもの事故などが多くある事も問題となっています。小金井市の保育の質を守る為、必ず有資格者にして下さい。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p>

			ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
56		家庭的保育事業等において保育にあたる者は、必ずしも有資格者である必要はないということですが、乳幼児の命を預かる職につく者が専門的な教育を受けた者でないというのは、預ける保護者も安心できないと思います。最近も無資格のベビーシッターによる死亡事故があったところなので、保護者の方の見る目も厳しいものがあると感じます。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
57		各家庭的保育事業等に共通の事項 ・家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理念および実際について訓練を受けた者でなければならない。乳幼児期の子どもの発達や成長は著しく、保育士の接し方、関わり方、介助や配慮がとても重要です。その専門的な知識やたくさんの事例から、ひとりひとりの子どもに添った対応が保育士に求められていると思っています。そのため、「できる限り」ではなく、きちんと有資格者で対応し、子どもにとって、一番いい環境を整え、これからの小金井市を支えてゆく子ども達の育成を考えて欲しいと願っています。子どもがのびのびと育ってゆくための、保育の環境と人材が豊かな小金井市であることを希望します。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。

58	各家庭的保育事業等に共通の事項 ・保育士は専門職です。有資格者を正規職員として雇用し、子どもと保護者の安心安全につながるようにしてください。	各基準に応じ、事業者が判断していくこととなります。
59	各家庭的保育事業等に共通の事項 ・保育園職員は、有資格者を正規職員として雇用してください。	各基準に応じ、事業者が判断していくこととなります。
60	「各家庭的保育事業等に共通の事項」 1項目→事業者が3才～の行き先を確保しなければならないのは厳しいのでは？市が調整、確保するのではないのか？ 3項目→「できる限り」を入れないでほしい。どんなに小さい施設でも保育ママでも命を預かる身。現場での実習は必須だと思う。公立保育園で実習を受け入れていくなどできるのでは？本来は「有資格者」にしてほしいが、人が集まらないならせめて実習の義務を入れてほしい。	1項目→事業者が認可を得るための条件となります。 3項目→この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
61	項目－各家庭的保育事業等に共通の事項から ・家庭的保育事業等は～なければならない →有資格者ではなくてもいいってこと。プロ集団からみたら、それでいいのか。必ず有資格者をお願いします。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
62	<各家庭的保育事業等に共通の事項>で、“家庭的保育事業において～”とありますが、資格をきちんと持った人が必要だと思います。きちんと資格を持った人を、今と同じ基準（子ども○人に対して大人○人）で入れて下さい。	子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2

			<p>分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
63	項目各家庭的保育事業等に共通の事項について・家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は～訓練を受けた者でなければならない。について→資格がなくても働いていいってことなのか。資格なしの人が働くのが良いとは思わない。		<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
64	<p>① 項目「各家庭的保育事業等に共通の事項」中の「家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は（中略）できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者でなければならない」については、「できる限り」の文言を削除してください。</p> <p>② 市は、事業者の職員配置や有資格者の配置等について、健全な子育てが実施されるよう厳格に指導を行うようにしてください。</p>		<p>①この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p> <p>②指導検査及び定期的な連絡会を開催し、状況の確認に努めてまいります。</p>

65		<p>1. 1/6 上から三項目目。上から三段目に、できる限り児童福祉法の理念及び実際について…とあるが、具体的に当てはまる資格を明記した方が分かりやすいのでは？</p> <p>2. 2/6 上から二項目目。家庭的支援事業そして、居宅訪問型保育事業においては、市の方で積極的に検診の機会を提供、又は事業者と連携してバックアップ体制が必要である。今後、家庭的支援事業が増えていくと思うので、個々に任せるのではなくしっかり考えてほしいです。</p>	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
66		各家庭的保育事業等に共通の項目 3項目目 保育士資格を有する者とする。	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。</p> <p>ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
67		<p>○1頁</p> <p>・1項目目</p> <p>「事業者等は適切に確保しなければならない」</p> <p>→家庭的保育であっても、従来の市が委託している形を守る。また、終了後は市が責任をもって保育の継続を保障しなければならない。</p>	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

		<p>・ 2 項目目「努めなければならない」→現在の認可施設同様に責任の明記、実施ならびに報告を徹底する。・ 3 項目目「できる限り～訓練を受けたものでなければならない」→「できる限り」を削除。従来の市の資格基準に従う。ただし、教員資格は除くほうが望ましい。・ 4 項目目「自己研鑽に励み」→自己研鑽については自己責任にゆだねない。保育技術は日進月歩であり、子どもの生命を預かる視点で、市としての研修を毎年数回行う。(例：うつぶせ寝の理解、乳児特有の病気への対応等)</p>	
		<p>・ 8 項目目 「懲戒に関して」 →乳幼児への懲戒はそもそも許されない。「濫用するなど～」の文言を充てること自体が不適切である。懲戒に関しての一切があってはならないとする。</p> <p>・ 9 項目目 「衛生上必要な措置を講じなければならない」 →市は必要な設備の助成を行わなければならない</p>	
		<p>○ 2 頁 ・ 1 項目目 「離島など」 →拡大解釈をうむ。さらに当市に該当はないと考え、「離島など」から以下は削除する。</p>	
		<p>・ 2 項目目 健診内容は特定教育・保育施設と同等にする。</p> <p>・ 3 項目目 「重要事項に関して」 →重要事項に関し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう良質で適切な内容と水準を図るための規定を定めなければならない。</p>	

68	家庭的保育事業	3. 2/6 上から六項目目。上から 8 段目。消火訓練は個人で行うのは難しいのではないのでしょうか？そして、消火器を設置している家庭もそう多くはなさそうですが…。必要なものは市の方で用意して頂きたいです。避難訓練の実施の有無を確認する事はあるのでしょうか？この文面だと、やってもやらなくても分からないと思います。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
69		<p>○ 2 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 項目目 実施要件について 子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう良質で適切な内容と水準を図らなければならない。</li> <li>・ 2 項目目 調理業務について →調理業務の委託は行わない。</li> <li>・ 3 項目目 3人以上5人は有資格者2人配置とする。</li> </ul> <p>○ 3 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 項目目 「1日につき8時間を原則とし」 →2人配置を原則とすることで、8時間以上の保育に対応する。</li> </ul>	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
70	家庭的保育事業 小規模保育事業	家庭的保育事業 1項目 及び、小規模保育事業 4項目…屋外遊技場を必ず設置する。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。

71	小規模保育事業	<p>○3頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2項目目 「2階以上に設ける場合」 →1階を原則とする。なぜなら、絶対人員が少ない中、不測の事態に生命の安全を最優先しなければならないから。</li> <li>・5項目目 自園調理を必須とする。B型C型とも同様とする。</li> <li>・7項目目 「保健師・看護師を一人に限り、保育士とみなす」 →みなすべきでない。保育士の外に保健師または看護師をおか なければならない。</li> </ul>	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・8項目目保育に従事する職員について→有資格者を4分の3とし、加算を得ること。調理業務について→自園調理を必須とする。</li> </ul>	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

		<p>○4頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1項目目 保育従事者について →子どもの生命の安全から有資格保育士は4分の3とし、加算を獲得する。</li> <li>子どもの受け持ち数について →保育士の受け持ち数は認可園と同様とする。</li> <li>・2項目目 「保健師又は看護師を、1人に限り～」 →みなさない。保育士の外に保健師または看護師をおかなければならない。</li> <li>・3項目目 自園調理を基本とする。</li> <li>・4項目目 「家庭的保育者が補助員とともに保育する～」 →補助員とともに有資格保育士をおく。それを前提で5人を保育することができる。</li> <li>・5項目目 C型の6～10人規模の場合 →2分の1以上の有資格保育士をおく。全員が有資格者でない中、受け持ち数は慎重でなければならない。0才→2：1、1才→3：1、2才→4：1に引き上げること。</li> </ul>	
72		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業 A型～C型の質の格差を失くし、子どもの命と安全を守ることから、有資格者10割の配置とすること。</li> <li>・4才からの保育の継続について、保護者がさらなる「保活」で混乱をきたさぬよう、市の実施責任のもとで施設等の紹介、あっせんを行うこと。</li> </ul>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成26年8月自治体向けFAQ第2版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されている</p>

			ことから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。 ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
73		小規模保育事業 6及び9項目目 現市内公立保育園と同基準とする。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
74	小規模保育事業 事業所内保育事業	「小規模保育」「事業所内保育」 保育従事者の半数以上が保育士 →これは半数有資格者がいればいいということ？預ける側としては不安では。市基準でもっと割合増やしてほしい。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
75	事業所内保育事業	「事業所内保育事業」 面積基準が「乳児又は満2才に満たない幼児～乳児室（1人につき1.65㎡）」とあるが、乳児は3.3㎡では？1.65㎡は狭すぎ！	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
76		・6ページ目の保育従事者の数は、おおむねで記されていますが許容範囲はどの程度ですか。	現時点で国から具体的なものは示されておりません。
77		○5頁 ・2項目目 1階を原則とする。 ・5項目目 自園調理とする。 ・6項目目 有資格保育士とする。受け持ち数は認可園と同じとする。 ○6頁 ・1項目目 みなすべきでない。保育士の外に保健師または看護師をおかなければならない。	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

		<p>・ 4 項目目 有資格保育士を3分の2とする。</p>	
78	居宅訪問型保育事業	<p>○ 4 頁・ 2 項目目居宅訪問型保育事業について→有資格保育士をおく。・ 3 項目目連携する施設内で保育士、複数の保育者で子どもの安全確保を図る。「ただし、離島その他」→ただし、離島その他以下は当市に該当しないので削除する。</p>	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
79	その他	<p>概ね国の基準に『従う』とあるが、この基準はボトムを決めるものである。小金井では運営基準を別で持っているものもある。低下しないようにしてほしい。</p>	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
80		<p>現行で市が設定している保育の水準（質）を国の政省令にあわせて引き下がっている部分はないか。もしあったとすれば、避けるべきである。現行の質は確保できる体制を、最低限担保できる基準としていただきたい。</p> <p>また『参酌』とある部分がどれほどのものかが不明瞭なので『参酌』した結果本誌基準案に明記されないと結果『従う』と遜色ないものとなることはよろしくない。明文化を希望する。</p> <p>現状、規定なしという部分は、規定が明文化されていないだけでなんらかのルールはあるだろうし、実際の現状をあげてほしい。比較できない。ものによっては国の基準に従った結果下がるのでは？</p> <p>また『参酌』とある部分がどれほどのものかが不明瞭なので『参酌』した結果本誌基準案に明記されないと結果『従う』と遜色ないものとなることはよろしくない。明文化を希望する。</p> <p>現状、規定なしという部分は、規定が明文化されていないだけでなんらかのルールはあるだろうし、実際の現状をあげてほしい。比較できない。ものによっては国の基準に従った結果下がるのでは？</p>	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。